

税理士 大城 眞徳

プロフィール

昭和48年1月 開業  
kbc学園グループ 理事長

第69回「知って得する・ためになる」

# 税務トピック!

## 短期前払費用の経費処理

地代家賃などのように、一定の契約に基づき継続的にサービス等を受けるために支払った費用のうち事業年度終了の時までにまだ受けていないサービス等に対応する前払費用は、税務上、原則として当該事業年度の損金に算入されません。

しかし、そのような前払費用であっても支払った日から1年以内に役務の提供を受けるような短期の前払費用については、法人が継続してその支払った日の属する事業年度において損金に算入している場合には、その処理を認めることとされています。

この規定を適用して、地代家賃・リース料・借入金利子・手形割引料・損害保険料・生命保険料・信用保証料等の諸費用を早めに支払っておくという決算対策が考えられます。

### ＊短期前払費用の特例適用上の留意点＊

#### (1)支払日から1年以内に役務の提供を受けるものであること

前払費用のうち支出時に損金算入できるのは、支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものとされ、企業会計上の短期の前払費用を対象としています。

例えば、3月決算法人が本年の3月28日に駐車場の賃借料を本年4月から翌年3月までの1年分を支払った場合は、全額損金算入できます。しかし、本年の3月28日に本年3月から翌々年の2月までの2年分を支払った場合は、短期前払費用に該当しないので、原則的な処理となり、本年の3月分のみ損金算入となります。

#### (2)継続して短期前払費用として支出した事業年度の損金とすること

短期前払費用として認められるためには、その支払った金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金に算入する必要があります。例えば、月払いを年払いにする場合、一度その処理を行ったら、翌期以降も継続しなければなりません(契約書を月払契約から年払契約に変更する手続きも必要となります)。したがって、利益が出た期だけという処理は認められません。

#### (3)重要性の原則の範囲内で認められる

短期前払費用の特例が認められるのは、企業会計上の重要性の原則を税務上も認めているからです。重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで簡便な方法である支出時の損金算入を認めようというわけです。重要かどうかは、その前払費用の金額、財務内容に占める前払費用の割合や影響などを総合的に勘案して判断されます。

#### (4)前払金には適用されない

前払費用は、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用です。従って、新聞や雑誌の広告掲載料、テレビコマーシャルの放映料などを前払いしたものは、一定の時期に特定の役務の提供を受けるため予め支払ったものであるため、前払費用ではなく前払金となります。

#### (5)収益に対応する前払費用には適用されない

例えば、借入金を預金や有価証券等に運用する場合のその借入金に係る支払利息のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、短期前払費用の特例は適用されません。

### ＊短期前払費用の消費税課税仕入れの時期＊

損金に算入される短期前払費用は、その支払の日の属する課税期間の課税仕入れになります。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!



**大城眞徳税理士事務所**

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階  
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

#### 《主な支援内容》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます)・・・→ (URL) <http://www.masism.com>